

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 31 年 2 月 27 日

郡上市長 日置 敏明

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

上野地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成 31 年 2 月 20 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

38 経営体数

法人 6 経営体

個人 32 経営体

集落営農（任意組織） 0 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 地域農業の将来性のあり方

自己所有農地は、各個別農家の頑張りにより耕作（管理）を実施する。但し、後継者が無く、個別農家での耕作（管理）が困難となった場合は、地域の中心となる経営体の合意のもと、集積を進める。また、地域の特産品（大根・夏秋イチゴ）の振興を図るため、新規就農者の積極的な受け入れや支援を行う。